

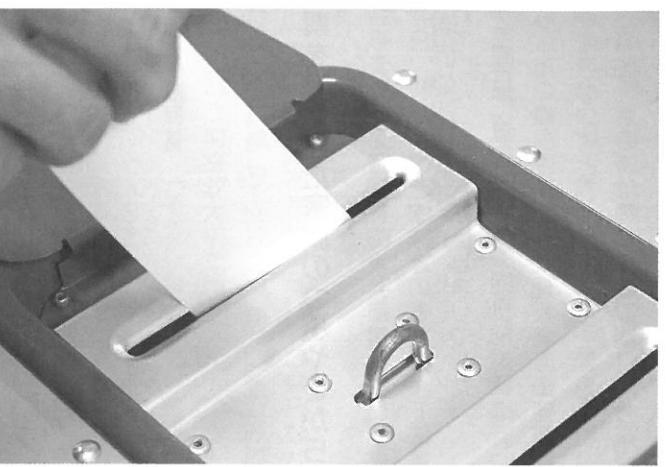
歩行できない入院患者の投票権の保障を

東京 大川 仁

2017年10月22日、大雨が降るなかで、私は入院先の病院から妻に車いすを押してもらい、介護タクシーで投票所に出向き、衆議院選挙の投票することになりました。

私は病気の治療のため、この年6ヶ月間病院に入院していました。その間、長年服用してきた薬の副作用もあり、起立・歩行ができるなくなり、障害者にもなっていました（障害者手帳一級）。私は病気が快方に向かって退院となつたのですが、すぐに腰椎の圧迫骨折で再入院となつてしましました。衆議院選挙投票日の5日前のことでした。

私は病院内で不在者投票をしたい旨、病院に手配を依頼しました。ところが病院から、不在者投票の申込期限が過ぎていると言われてしまいました。起き上がりて着替える際にももちろん寝返りでも腰に激痛が走る状態だったのです、私は愕然としてしまいました。



ではないでしょうか。私が入院した病院は公立病院でしたので「合理的な配慮」は法的義務です（「合理的な配慮」は民間機関であつても努力義務が課せられます）。

障害者に対する「合理的な配慮」は、「その実施に伴う負担が過重」でない範囲で、国・自治体などに課せられます。となると、その費用や人的体制などの「負担が過重」であれば配慮しなくてもよい、と解釈されそうです。しかし国・自治体の負担をできるだけ

減らす解釈が、差別を受ける人たちへの人権制限を我慢せよ、ということになつてはならないと思います。

はたして歩行できない入院患者の投票権を保障する、前述のような手立ては過重な負担という、ことになるのでしょうか。

小規模施設入所者の不在者投票の権利の保障を

私は退院後、この問題で総務大臣宛に請願書を提出し、歩行できない者もわざなく病院内で不在者投票ができるよう必要な措置を講じることを要望しました。

私はその請願書のなかで、不在者投票を実施する施設の規模にかかるる問題も要望しました。現在、病院や老人ホームなどにおいては、その収容定員等が「おおむね五〇人以上」でないと施設内で不在者投票ができるないという問題です。

私は以前前述の病院とは別の病院に入院していました。そこで初めて入院中のために投票所に行けない場合どうするのか、という問題に直面することになりました。2017年7月の東京都議会選挙のときのことです。私は居住する自治体の選挙管理委員会に問い合わせ、病院内で不在者投票ができる制度を知り、実際に投票しました。ただ、私の問い合わせに対し自治体の選挙管理委員会が、一定規模の施設でないと不在者投票の体制がどれないと回答し、驚かされることになりました。

選挙権は誰にも平等に保障されるはずであり、障害をもっている人であつても投票する権利の行使は当然に保障されるべきです。歩行が困難な者に対し、車いすで投票所に行くことを強いる。しかも大雨の日に。タクシ一代も自腹で。それはあまりに理不尽ではなかろう。私のように妻に車いすを押してもらえた者はいいが、そうもいかない人だつているはずだ。これは黙つているわけにはいかない、との思いがこみ上げてきました。

ただ、では病院内での不在者投票をどう保障してもらうかと考えてもすぐに妙案が浮かびません。患者のケアのために駆けずり回っている看護師に「何とかしろ」と要求することに躊躇してしまいました。とりあえず今日は自力で（妻の助けを借りてですが）投票所に行き、その後声をあげるしかない、といふことにしました。

「合理的な配慮」を

障害者差別解消法は、障害者が差別されないよう、国・自治体などに障害者への「合理的な配慮」を義務付けています。

今回の私のケースに際しては、病院とて当該選挙管理委員会などと協議し、緊急に不在者投票の体制をとるか、もしくは投票所への移動支援をするなどの対応が必要だったの

緊急で例外的な状況にも対応するように、

今回私が病院内で不在者投票ができなかつたのは、緊急で例外的な状況であったからです。病院としては不在者投票のための基本的な体制はとつていました。ただ、投票日の直前に入院してくる患者すべてに対してもそれがなくそのための体制をとるとなると、それはそれで厄介なのでしょう。

しかし、やはり一人ひとりの正当な権利は保障されなければならない、その権利の侵害には当事者が声をあげていかねばなりません。基本的に、入院患者の病院内で不在者投票の制度を緊急に入院した者も使えるよう、制度を改善すべきです。選挙事務を所管する

総務省として検討してもらわねばなりません。その上で、歩行できない者の投票所への移動を行政がサポートするようなことも検討してもらいたいと思います。昨今過疎地域で投票所に出向くことが困難な人たちの移動支援をする例もあり、それは決して不可能ではないはずです。